

# 指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和 7 年 8 月 1 日現在〕

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク
代表者役職・氏名	理事長 近藤 るみ子
本社所在地・電話番号	埼玉県加須市久下1625番地1 Tel.0480-67-0069
法人設立年月日	平成12年11月27日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### （1）事業所の名称等

名 称	ケアサポート ひばりの里
事 業 所 番 号	居宅介護支援（指定事業所番号 1173800911）
所 在 地	〒349-1212 埼玉県加須市麦倉2116番地2 デイサービスセンター麦倉ひばりの里 内
電 話 番 号	0280-33-6600
F A X 番 号	0280-33-6601
通常の事業の実施地域	加須市、古河市

### （2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで (担当者携帯電話への転送等により、24時間常時連絡が可能)

### （3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	非常勤1名

### 3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	<p>① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。</p> <p>② 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。</p> <p>③ 使用する課題分析票は、厚生労働省の定める課題分析標準項目を満たしたものとします。</p>
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<p>① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>② 作成した居宅サービス計画は交付します。</p>
居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。</p> <p>利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。</p> <p>③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>

## 4 利用料、その他の費用の額

### (1) 居宅介護支援の利用料

#### ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として無料です。

#### イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

居宅介護支援	
居宅介護支援費（要介護1～2）	11,316円/月
居宅介護支援費（要介護3～5）	14,702円/月
初回加算	3,126円/対象月のみ
入院時情報連携加算Ⅰ	2,605円/対象月のみ
入院時情報連携加算Ⅱ	2,084円/対象月のみ
退院・退所加算（1）イ	4,689円/対象月のみ
退院・退所加算（1）ロ	6,252円/対象月のみ
退院・退所加算（2）イ	6,252円/対象月のみ
退院・退所加算（2）ロ	7,815円/対象月のみ
退院・退所加算（3）	9,378円/対象月のみ
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円/対象月のみ
通院時情報連携加算	521円/月
特定事業所加算Ⅲ	3366円/月

※単位数の変更があった場合には、改訂箇所を別紙にてお知らせいたします。

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、5キロメートル当たり300円を請求します。

## 5 公正中立な立場での業務実施

当事業者は、利用者のサービス事業所選択の支援を行うにあたっては利用者の希望をふまえ、必要性に反して特定の事業所や法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っていきます。※別紙参照

## 6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災
保険名	賠償責任保険

## 8 サービス提供に関する相談、苦情

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
  - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りを行う。
  - ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を行う。
  - ・相談担当者は把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
  - ・相談担当者はが必要があると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
  - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。
  - ・対応の記録は文書記録し保管する。

## (2) 苦情相談窓口

担当	管理者 秋山 直紀
電話番号	0280-33-6600
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受付日	月曜日から金曜日まで（12月29日から1月3日までを除く。）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

加須市 高齢介護課	0480-62-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

### 事業者

所在地 埼玉県加須市久下1625番地1  
法人名 特定非営利活動法人  
ひばりの里ネットワーク  
代表者名 近藤 るみ子 印

### 説明者

事業所名 ケアサポート ひばりの里  
氏名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印